

## 令和7年度第1回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和7年4月18日（金曜日） 15時から17時08分
- 2 場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、小根山裕之、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、坂田ゆず、鈴木洋平、高橋章浩、丹羽由佳理、速水洋、山崎徹、吉田聡
- 4 傍聴人 7人（一般傍聴人の定員10人）
- 5 議 題
  - (1) 対象事業の審査  
（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について
  - (2) 対象事業の諮問及び審査  
小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案について
  - (3) その他
- 6 審議概要
  - (1) 対象事業の審査  
（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について  
（一ノ瀬会長）

それでは、継続案件である「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書」の審議を行います。

まず、事務局から検討事項等を整理した審議資料を説明してください。

その後、事業者の方に入室いただき、前回までの審査会での検討事項などについて補足資料を用いて説明をしていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料1-1「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書に係る審議資料」により説明。

（一ノ瀬会長）

ただいま説明のありました内容については、これでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。そうしましたら、次に、前回までの審査会で委員から出た質問について、事業者の説明をしていただきます。会場内に事業者を御案内ください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介。

(事業者)

資料1-2「(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書に係る補足資料」により説明。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございました。それでは、質疑に入る前に、事務局は欠席委員から何か御質問、コメント等を預かっていますか。

(事務局)

欠席の委員からお預かりしている御意見はありません。

(一ノ瀬会長)

それでは続きまして、委員の皆様から御意見御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

小林副会長お願いします。

(小林副会長)

非常にわかりやすく御説明いただきました。

資料1-2の3-1(3ページ)については、特に、地上部は建設発生土ということですので、こういう形であれば、大丈夫かなと思っております。あと資料1-2の3-2(4ページ)もです。また、資料1-2の3-3(5ページ)については、受入れる土砂の調査についてということで、地歴調査などというのは、もともとの土がどこから来たのか、どういう土地のものなのかというのを、資料の下の方にPFASという言葉が出ていまして、市民の方も不安に思われているみたいですが、土対法(土壤汚染対策法)の対象物質だけではなく、対象物質以外で汚染されているような可能性がないかどうか。土壤の場合はどうしても後から法律ができて、過去に遡って対策しなければいけないというような話になりますので、今回受け入れる土壤についてもそういう法規制以外のものも大丈夫なのかどうかというのを、地歴というか、受け入れる土壤の履歴を確認して、十分注意して受け入れていただきたいなと思っております。

ちょうど横須賀市内でも数年前、工事中の建設残土の中にガラス片だったりとか産廃が混入したような土壤が持ち込まれて、埋め立てられてしまって、結構大きめの事件になったようなこともございますので、そんなに多い事例ではないのですが、そういうことが起こりうるということで、地歴だったり、あと工事中も産廃が混入するようなことがないように、十分注意をして事業を進めていただければと思っております。

御回答はこれでいいかと思えますけれど、御注意いただければと思います。

(事業者)

そういったことについても、十分注意して事業の方を行っていきたい、また市の環境部とも十分

協議を行って、事業の方を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。前回御質問いただいていた袖野委員、山崎委員いかがですかね。

(山崎委員)

いただいた御回答、これでよろしいかと思えます。どうもありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

袖野委員は今日いらっしゃらないですかね。

(事務局)

袖野委員は本日欠席でございます。

(一ノ瀬会長)

事前に資料はお送りしているのですよね。

(事務局)

事前に資料をお送りして、質問があればという形で投げかけておりますけれども、特に質問等はありませんでした。

(一ノ瀬会長)

はい、わかりました。ほかにはいかがでしょうか。

奥委員お願いします。

(奥委員)

少し気になった回答内容がございまして、資料1-2の3-3（5ページ）の外から受入れる土砂の調査についての回答の一番最後のところで、「環境基準が定まっていないPFAS等に関してはガイドライン等が定まり次第対応します」ということなのですけれども。

環境基準が定まっていないというのはそのとおりではありますが、PFASといっても、1万種類以上あるというふうに言われていて、環境基準が定まるということは、恐らくかなり長時間期待できないことだろうと思ひまして、この答えは今後も何もしませんと言っているに等しい内容だと思います。

少なくともPFASの中でもPFOS、PFOA、それからPFHxSですか。もう既に製造使用等が禁止されている化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）の対象になっている物質については、もしその何らかの懸念が想定される場合には、調査されるということもあって然るべきかと思ひます。

PFOS、PFOAの暫定目標値が今まで50ナノグラムパーリットル、これは水道水についての暫定目標値ですけれども、一応この数字が一つの目安として、水道水以外でも、土壌等においても、物差しとして用いられているという実態もありますので、それに照らして状況がどうなっているのかといったことについては、もし市民の方から懸念の声が寄せられたり、何らかのそういった物質が混入しているかもしれない、そういった可能性が考えられるような場合には、調査をされてしっかりと値を確認されるということがあってもいいかなと思ひます。

暫定目標値の50ナノグラムパーリットル、水道水の基準については、今度水質基準として、水道事業者に遵守が義務付けられる基準に引き上げられるということにもなっていますので、一つの物差しにはなるかなと思ひます。以上、コメントです。

(事業者)

そういったことについても市の環境部局と十分話し合っ、協議して、検討を深めて、事業の方を進めていきたいと考えております。

(奥委員)

ですので、御回答の、この「環境基準が定まっていないものについてはガイドライン等が定まり次第対応します」というお答えの仕方も、もう少し考えられたほうがいいかなと思いました。多分ガイドラインができるということは、今のところ期待できないので。

(事業者)

ガイドライン等が定まっていない、定まらないものについても、そういう専門の環境部局等の話を聞きながら進めていこうと考えております。

(一ノ瀬会長)

よろしいですかね。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、最後の奥委員のコメントとしては、事業者を受け止めていただいたということでもよろしいかなと思いますけれども、この案件については、審議がおおむね尽くされたのではないかなというふうに思います。次回は本日の審議を踏まえた上で答申案の審議を行いたいと考えております。よろしいですかね。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、事業者におかれましては、本日の審査会が御出席いただく最後の審査会となります。これまで当審査会に御協力いただき、ありがとうございます。当審査会での審議を踏まえ、予測評価書案に係る対応等につきましては、遺漏なく実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本件についての本日の審議はここまでとさせていただきます。事業者の方、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退出ください。

～事業者退出～

## (2) 対象事業の諮問及び審査

小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案について

(事務局)

資料 2-1「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案について（諮問）」により諮問。

続いて、アセス条例上の手続きの流れを確認するとともに、資料2-2「小田急電鉄総合車両所移転計画における実施計画書からの変更」及び資料2-3「土地収用法と環境アセスメントの関わりについて」により補足説明。

(一ノ瀬会長)

それでは、本案件についても、これまでどおり慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。では早速、この事業の環境影響予測評価書案の概要について説明を受けたいと思っておりますので、事務局は、会場内に事業者を案内してください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介。

(事業者)

資料2-4「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案の概要」により説明。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。それでは質疑に入る前に、事務局は欠席の委員から御質問等を預かっていますか。

(事務局)

本日御欠席の海津委員より御質問を承っておりますので、この場にて読み上げさせていただきます。

予定敷地と接する位置にこどもスポーツ広場があり、工事中の車両通行及び供用開始後の広場の使用への影響が懸念されます。そのことに関して、いくつか質問があります。

図書4-2-4ページの9)には、回避ルートを検討して、十分に配慮する、周知を徹底するとありますが、回避ルートはとれるのでしょうか。

また、図書5-1-2ページの表5-1-2には、「土地又は工作物の存在及び供用」のレクリエーション資源欄に丸が入っていませんが、入れなくてよいのでしょうか。

図書5-2-267ページの予測結果には、通行車両の予測が書かれていますが、この増加がどの程度の影響を及ぼすのかが判断つきません。どう考えればよいのでしょうか。また、環境保全措置として、平準化により、影響を低減すると記載されていますが、平準化とは具体的にどういうことでしょうか。

抽象的な表現でしか書けないということかと思いますが、記載されている内容について理解しておきたいので、教えてください。

御質問は以上です。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、この海津委員の御質問から回答いただけるのでしょうか。

(事業者)

まず1点目、こどもスポーツ広場です。こちらにつきましては、資料2-4の58枚目のスライドでレクリエーション資源の予測地点をお示しさせていただいております。加えて、お手元にご覧いただけます図書5-2-261ページにレクリエーション資源の調査予測地点をお示ししております。

今回の工事用車両のルートにつきましては、図書5-2-268ページの図面に、レクリエーション資源と今回の工事用車両の主な走行ルートを重ねた図面を示してございます。各施設に対する影響ということで、このルートの重なりと、あとはそういった重なりに対する、レクリエーション資源の影響というところの予測をさせていただいております。今回の工事中の車両がこのルート上を走行することにはなりません。

その走行による工事用車両の増加は一部見込まれるものの、先ほどの交通の予測結果にも関わりますが、大きな変化は生じないと考えていることから、この各施設に対する影響は、それほど大きくないだろうと予測はさせていただいております。

迂回のルートの話になるのですが、どちらかというところ、このアセスメントの中ではこの赤のルートが一番計画地に近いところになっておりまして、影響が大きい、つまり一番工事中の車が乗っている断面、ルートというところで想定をさせていただいております、ここから先、交差点を介することによって各車両が分散していくところで、一番影響が大きくなるであろう交差点での確認をさせていただいたということです。

従いまして、今回の予測結果からさらに細かい道路に移っていくことによって、影響は小さくなっていくだろうという想定で考えているところです。

平準化といったところが、ちょっと曖昧だというお話があったと思います。

これから具体的な工事計画、検討されていくことになるかと思いますが、そこで極端な山ができないというか、車両が集中するような月や日が発生しないような形で計画を組んでいくということで、平準化といったものを図りたいなというところで、考えております。

レクリエーション資源につきましては、まず、おそらくこの項目選定のところの図書5-1-11ページなどで、非選定理由みたいなものをお示しさせていただいております、今回レクリエーション資源として丸を付けているところが工事用車両の走行になっております。

まず、ここを選定した理由としましては、先ほど御説明させていただきましたとおり工事用車両というものが走行しますので、影響が多少なりとも生じるだろうということで選定をさせていただいております。逆に選定していないものとして、例えば建設機械の稼働、造成等の実施があるのですが、今回計画地と直接的なレクリエーション資源の重なりというのはございませんので、そういった建設機械の稼働や、造成を行うことによる直接的な影響はないだろうということで、それら項目については選定しておりません。

供用時につきましても施設の存在、稼働というところ、今回計画地内で総合車両所が稼働することにはなるのですが、まずそういう直接的な影響はこの各施設には生じないというところで、選定しておりません。

供用時の関係車両の走行に関しましては、今回は関係車両一部、100台程度の走行を想定しているのですが、今回通るルートが新たに伊勢原市さんの方で整備される都市計画道路になっておりまして、そちらの推定台数が5,000台/日を想定しておりますので、今回の100台といったところは、割合上寄与的に小さいだろうというところで、レクリエーション資源に対するアクセス性を悪くするような影響はないだろうというところで、非選定とさせていただいております。

一通り回答になってますでしょうか。

(一ノ瀬会長)

とりあえず以上ですかね。また海津委員にはお知らせすることになるかと思いますが、ありがとうございます。

(事業者)

不備等ございましたら、また改めてお伝えいただければと思います。よろしく申し上げます。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、続いてただ今御説明いただいた内容について、委員の皆さんから御意見、御質問いただけたらと思います。いかがでしょうか。

山崎委員、お願いします。

(山崎委員)

資料2-4、38枚目のスライドの内容部分です。

先ほどの工事の平準化とも絡みますが、いわゆる騒音評価をされて、その予測結果が超過したため、環境保全対策を講じるということで、その記載の内容があると思います。その際に、例えば、車両の整備点検を適切に行う、積載重量を遵守する、速度を遵守する、制限速度を設けますなど、この辺のことは、もう予測に入れてあるので、それをやっても超過する可能性があるというふうにとらえています。

その時に「工事用車両が集中しないよう工事の平準化に努めます」という「平準化」というのが、先ほどの御指摘と同じようにどういうことを具体的に考えていらっしゃるのかなど。単純に言うともう台数を減らすしかないとなると、最初からその台数を減らすことで、その評価基準を下回るように取り組むのがいいのかなと思ったのですが、その辺に対する考えを教えてくださいと思います。

(事業者)

今の話、資料2-4の38枚目のスライドで、こちらの説明が一部欠けているところがございまして、こちらの保全対策につきましては、今委員がおっしゃられた通り一般的な事項でございます。

加えて、No. 1が評価基準を超過しているところに対しては、プラスアルファの対策を考えているところでございます。

そちらが、図書5-2-102ページの文章中の予測結果のところでお説明させていただいており、今挙げていただいたような走行速度の遵守でしたり、工事の平準化は必ず行うことに加えて、まず必要に応じた工事用車両の走行ルート分散化ということで、今、東西（左側、右側）それぞれ2箇所、進入進出を考えているのですが、さらなるルートの追加検討といったところを1点追加で考えてございます。

もう1点が、都市計画道路の管理者、こちらはあくまでも伊勢原市になってしまうのですが、騒音については舗装の状態等がとても重要な影響の一つと考えてございますので、例えば、仮舗装の段階でしたり、覆工等の行う際には、しっかりと綺麗な舗装に仕上げるなどそういった、舗装面の良好な路面状態の確保ということも伊勢原市と協議調整をしていくところで、No. 1につきましてはさらなる騒音の低減を図っていくといったような、意味合いになってございます。

(山崎委員)

路面の話はその通りだと思います。走行ルートの分散化というのはもう1回確認ですけれども、今、2本しかルートがないと思うのですが、そこで分散するというのはどういう意味合いになりますでしょうか。

(事業者)

そうですね、なかなか今のルート2本のままだと、車両自体の量は減らないと思いますので、例えばなのですが、今の2本プラス新規でもう1本新たなルートを設けるというようなイメージですね。

(山崎委員)

そうすると、そのルートのことも評価しておかなくていいのかどうかですが、No. 1もNo. 2もあ

まり値が変わらないから、一本、道路を増やすことで、走行車両の台数が分散されて下がるというふうに進めていいものなのかどうかは、ちょっと手続きはわかっていないのですが、そういうお考えでしょうか。

(事業者)

そうですね、私の方からアセスメントの手続き的な話をするのはあれなのですが、おっしゃるとおり、新たなルートを追加するとなると、そのルート上の環境影響が新たに発生することになりますので、そういったルート上でも、しっかり予測等を行い、基準値を満足するというところの確認は、必須というふうには考えてございます。

(山崎委員)

そうするとやはり、あくまでも統計予測なのですけれども、(基準値を)超過しているこの67デシベルに対しては、超えていることでその値をもとに、やはり具体的な対策を一応講じるというのが、やはり必要になってくるというふうにとらえると、もう1本ルートを緊急用に用意するようなことが必要のように感じられました。ちょっと御検討いただければと思います。

(事業者)

承知致しました。

1点だけ補足ですが、今、67デシベルという数字のところは、今回予測の断面をお示ししているのですが、敷地境界上での数字になってございます。

一方、今回ルート上の北側の方に住居がございまして、そちらの住居位置が、A類型というちょっと厳しい数字のところのタイプの地域にはなるのですが、その住居の位置では、当然この67デシベルからさらに下がって、住居位置では一旦、環境基準はクリアしているというところは1点ございます。

ですので、今の敷地境界上では、当然住居は存在してございませんので、敷地境界上の値と、住居位置での値がちょっと変わってきてはございます。

(山崎委員)

そうすると、考察を変えないといけないのではないですかね。

(事業者)

あくまでもアセスメント上は、最大側っていうのですかね。

(山崎委員)

例えば、ASJ(道路交通騒音の予測)で伝搬も計算されているのですよね。

(事業者)

はい。

(山崎委員)

そうすると、道路端でやると高いのは当たり前ですよ。

(事業者)

そうですね、はい。

(山崎委員)

それをこのまま予測結果とすると、厳しめの評価になっていて、そういったときにここは本来、一番近いところの家などの評価が必要なかどうか、ちょっと私も把握できてないのですけども。

その辺りをもう少し説明を追加されるようなことが必要なのだと思いますがいかがでしょうかね。  
(事業者)

そうですね、一般的にアセスメント上での取り扱いをどのようにされるのというところはあると思うのですが、あくまでも最大値での評価ですと、(基準値を)超えていますというところは一旦評価させていただき、今、委員言われたとおりですね、住居位置では超過していませんというところは一つ説明のお話ができますので。

(山崎委員)

確認ですけれども、最大値とはそれぞれ評価点によって変わると思うので。例えば、住居での最大値というようなことになると思うので、その評価点というところを加えればいいのではないのですかね。

(事業者)

承知しました。そういったところでは、一番最寄りの住居での最大値ですかね。

(山崎委員)

そのような感じで、御対応いただくのがすっきりするのかなと思います。

(事業者)

アドバイスいただきありがとうございます。そういった表現の方法についても、改めて検討させていただきます。

(山崎委員)

よろしくをお願いします。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら次、小根山委員をお願いします。

(小根山委員)

今の話、あるいはその前の海津委員の話に多少関係するかもしれないのですが、交通の方の関係の予測の前提として、工事車両の発生を19か月と27か月と設定していて、19か月と言っているのは、西側の現道の方に全部流れるという前提で、27か月の方は、これは一応都市計画道路ができて東側に全部流れるという、そういう前提で計算しているということによろしいのでしょうか。確認させてください。

(事業者)

委員の御認識の通りでして、まず都市計画道路、東側の部分が無い段階、おそらく2028年度ぐらいまでかと思っているのですが、その段階では、西側のルートを使用しますので、その西側のルートを使用している工事期間についての最大時期というのが19か月目になります。

そこから東側ができた段階でシフトさせていただきまして、東側ができた後の工事期間での最大時期が27か月目になるといったような予測を行って参りました。

(小根山委員)

わかりました。

ということは先ほどルートの分散みたいな話もあったのですが、今のところの予定だと、都市計画道路ができるまでは現道で、都市計画道路ができたらそちらに全部行くという計画なので、すけれども、例えば、都市計画道路ができてもある程度分散させるという意味で、両方使うというよ

うなことも考えられているのでしょうか。

(事業者)

今回の計画の中ですと、基本的には盛土とかそういったところの大型のトラック、重機等を使う工事に関しましては、西側のルートが住宅地に近いということもございますので、基本的にそういったものに関しては、都市計画道路の方から入れると考えております。

ただ、そういった中では分散というところでいくと、今回対象として入れている自動車の中には大型の道路走行車両のほかにも、小型の車両とかも含めたところになっておりますので、そういった中で、小型車に関してはある程度分散して入れるという考え方は、もしかしたらそういう状況に応じてはあるかもしれないです。

(小根山委員)

わかりました。

都市計画道路がどんな状況なのかちょっとわかりませんが、逆に例えば、都市計画道路の完成が遅れるなどして、現道の西側のルートに、今27か月目で設定しているようなかなり多くの大型車がたくさん走るような状況というのが、起きる可能性もあるのでしょうか。

あるいは、そういった状況のときには、現道の方には大型車が行かないような形の工事計画の見直しまでお考えなのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

(事業者)

今回の計画でいきますと、盛土の土を運ぶものに関しましては、現道の西側のルートを使うということは基本的に考えておりませんので、もし万が一、都市計画道路が遅れるとかそういった場合には、工事計画を見直すといったところを含めて検討していくといったところになるかと思っております。

(小根山委員)

わかりました。

あともう一つなのですが、工事車両の走行による影響の一つとして通学路への影響といったものがあって、通学路に関しては確か対策としてはその時間の走行を見直すようなことが書かれていたと思います。

例えば、工事用車両の台数というものの試算が図書5-2-304ページにあるのですが、この中では、例えば通学として使われる8時台もしっかり走行台数が載っていたりとか、あるいは帰宅の時間になるであろう時間も結構しっかり走行台数が載っていたりするのですが、この辺りはどういうふうにお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

(事業者)

まず通学路に関しまして、今回この予測評価を行うにあたって調べさせていただいておまして、計画地近傍には通学路というところの指定、通路はまずそもそもなくて、国道246号沿いで通学路が北側のところで設定されておりまして、その通学路を避けるような形でルートを設定させていただいております。

加えて、通学路とは直接的にはルートが重なってはおりませんが、今挙げていただいたような台数の調整というか分散化というかそういったところも、さらなる措置として図っていくというところで、計画しているところになります。

(小根山委員)

わかりました。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、次、大澤委員お願いします。

(大澤委員)

図書5-2-161ページ、生き物についてなのですが。

そこで、ミズタカモジという植物が重要種で出ていて、ほかの植物3種は周りにも生育環境があるとか、あるいは改変区域にかからないというので、わかるのですが、このミズタカモジは改変区域1箇所です。80株が確認されていて、一方、周辺の場所では確認されていないというのが結果としてこのページには書かれています。

先ほどの説明では資料2-4の45枚目のスライドで水の話から影響がないですよとありましたが、この種に関しては確実に地域個体群に影響が出るので、保全対策をきちんとやるべきだと私は考えますというのが1点です。

図書5-2-161ページの下の方で、実施区域外がゼロ箇所であるにもかかわらず、周辺地域に生育環境が広く存在すると言っているのは、せっかく調査したのにそれは調査を元にした表現ではないということです。

もちろん周辺で分布の記録は県の植物誌などに載っていますが、今回の調査範囲に限ってみれば周辺には広く生育環境はないという事実しか見えてきませんので、保全対策はやっぱり実施すべきではないかという意見です。

それから、2点目が動物の方で、特にカヤネズミ、オオヨシキリの繁殖期を考慮した工事時期の調整に努めますというのが書いてありまして、それで影響があまりないとなっております。

図書の資料編の資-1-2ページには工事工程表が載っているのですが、具体的にどう調整したのか、きちんと示していただきたいということです。繁殖期を避けて云々というのが書かれていることについて、ここは調整してこういうふうにはずらしましたということを示していただきたいということです。これは、月別に全部載っていますね。

以上2点です。お願いします。

(事業者)

まず1点目のミズタカモジの件につきまして、回答させていただきます。

御指摘の通り、現地調査結果では改変区域でのみ確認されているということなのですが。

本種は神奈川県植物誌によりますと、県内では田植え前の水田などに広く見られるとされている種であるということと、本種は国のレッドデータブックでは指定されているのですが、神奈川県レッドデータブックでは指定されていないという種であることから、あと、どうしてもこの種は水田に入るということで、ちょうど田植えの時期に確認されるということで、田んぼの動き方によってすぐ改変されてしまっていて確認されなくなるという特徴を持っている種であるということもありまして、現地調査結果では確かに1箇所だったのですが、こういった神奈川県の資料ですとか、レッドデータブックの指定状況などを踏まえると、当該地域で確認はされなかったのですが、ほかの地域でも十分生息できる環境であると判断させていただいて、こういった表現の予測にさせていただいております。

(大澤委員)

それは当然わかっているのですが、その上でせつかく調査したものがきちんと保全対策に反映されてないのがおかしいのではないのでしょうかという意見です。

(事業者)

この現地調査、この種に対しまして、水田の動き方といいますか、農家の方の動き方の影響をどうしても受けやすい種であったということもありまして、どうしても現地調査が、こういった種については、くまなく全地域を確認できたのかどうかというのちょっと至らなかったところがあるかもしれませんというのもありまして、今回既存資料などを参考にしまして、この種については予測をさせていただいているという状況でございます。

(大澤委員)

これは、平行線のままですね。どうするのでしょうかということですが。

(事業者)

もう1種、オオヨシキリについて、繁殖期を避けて工事をするという点ですね、これはカヤネズミの方にも書いている表現ではあるのですが、これが資料編の工事工程に書かれているのかどうかという御質問で、よかったですでしょうか。

(大澤委員)

どこをどう調整したのか、よくわからなかったもので、カヤネズミとオオヨシキリの繁殖期を避けて、ここの工程はこうずらしたということを示していただけると助かります。

(事業者)

まず表現していますのは、オオヨシキリは名前にもあります通りヨシ原に繁殖する鳥類でございますので、現地にも放棄水田のところにヨシ原がありまして、そういったところで繁殖している可能性があるだろうと判断しております。

そういったヨシ原の草刈りを、繁殖してないときにそういった場所を刈っておくことで、その改変されるヨシ原を、今後繁殖できないような状況にしておこうという対策を考えております。

資料編の方に載せている工程にはそういった草刈をいつやるかという細かいところまでの時期は書いておりませんので、ちょっとこの資料にはそういったところまでは反映していない状況でございます。

(大澤委員)

困ったな、さらに大いなる問題が出てきて。繁殖させないようにする、カヤネズミもオオヨシキリも。

(事業者)

そうですね。改変区域工事前に繁殖するであろうヨシ原のヨシをいずれは刈ることになりますので、改変する工事前の段階でヨシを刈っておくことで、そこで繁殖しなくなって、改変区域の外で繁殖をしてもらうように誘導していこうという意味合いの対策になります。

(大澤委員)

それは今初めて聞いて、特に図書に書かれてなかったのですが。

(事業者)

そうですね。

保全措置のところに書いている表現としては、カヤネズミ及びオオヨシキリの繁殖期を考慮した工事時期の調整に努めるとありますので、この辺の表現については御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。御助言ありがとうございます。

(大澤委員)

ミズタカモジは、私としては納得できない部分があります。以上です。

(一ノ瀬会長)

そうでしたら、熊崎委員をお願いします。

(熊崎委員)

御説明いただいた中で、安全（危険物等）に関して危険物の屋内貯蔵場について現在の方法と同様にして行っていくという御説明をいただいたかと存じます。

ただ、こちらの設置が1962年であり、設置以降様々な物質、例えばリチウム電池とか、設置当時には無かったものも出てきています。法改正などにも沿っていただければと思います。

また、危険物として保管する物品に変化があるのか、等について少し御説明をいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

(事業者)

この危険物についてですが、関係部署、消防ですね、すでに消防からの指導も受けながら、配置などを検討しながら設計に入っている状況であります。

ですので、相模大野の施設もですが、古いとは言いつつも、やはり毎年消防の査察なども入りますので、法規に合った施設にはなっておりますので、同等と言っても、問題はない状況ではございます。

(熊崎委員)

承りました。

定期的に査察を受けていて、現行に合った保管状況にさせていただいていると理解いたしました。

(事業者)

ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

坂田委員をお願いします。

(坂田委員)

生物生態系のところでお聞きしたいのですけれども。

今回、地域個体群に影響を及ぼす可能性がある種ということでいくつか挙げられている種について、事前に捕獲をして、周辺地域に移設する対策を取られると書かれていて、私自身知識がないのでわからなかったのですけれど。捕獲してというのは、例えば昆虫類に関してですと、幼虫期などに見つかった個体をすべて捕獲して、移設するというイメージなのでしょうか。

教えていただければと思いました。よろしくをお願いします。

(事業者)

移設という表現で記載しておりますけれども、おっしゃられた通り、昆虫類につきまして、今回トンボ類を対象にしているのですけれども、トンボの成虫になってしまって飛び回ってしまえば捕まえることができませんので、ヤゴの状態、幼虫の状態で水路の中にいるときに調査をいたしま

して、改変区域内のものについては、重要なトンボ類のヤゴについては捕獲をして、影響のないところへ移してあげようという対策を考えております。

(坂田委員)

トンボ以外の昆虫類で、例えばコガタミズアブとかそういったものは対象にはなっていないということでしょうか。

(事業者)

水生昆虫のコガタミズアブ、コオイムシですとか、コガムシ、今トンボ類だけしか言いませんでしたけれども、本編のほうには、コオイムシ、コガムシ、コガタミズアブを記載させていただいております。

(坂田委員)

影響のある昆虫類とか、生物全般すべてにおいてそういった措置がなされるということによろしいでしょうか。

(事業者)

基本的に環境影響評価におきましては重要な動物を対象に予測評価をしておりますので、それについて影響があれば、保全対策をしますとしておりますので、影響を受ける重要な種について対策をいたしますけれども、結果、恐らく保全措置するときにはたくさんのヤゴ類が見つかると思いますので、これは重要種ではないので移しませんということはしないと思いますので、結果的には改変区域内にいた、水路内にいた水生昆虫類はすべて移してあげることになると思うのですが、環境影響評価上は重要な生き物を対象に進めております。

生態系の方ではヤゴ類という表現をしまして、重要ではない種も含めてすべて移すというように記載させていただいております。

(坂田委員)

わかりました。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。

そうしましたら、私からも確認をさせていただこうと思うのですが、先ほどの大澤委員から指摘があって御説明いただいた、カヤネズミやオオヨシキリのところです。

本編の方では、どういうふうに記載しているのですかね。今探していたのですが、すぐに見つからなくて。

(事業者)

図書5-2-205ページ（イ）に評価結果とありまして、環境影響の回避、低減に係る評価というところで以下の環境保全対策を講じると示しております。

その一番上、1行目に「カヤネズミ及びオオヨシキリの繁殖期を考慮した工事時期の調整に努める」と記載させていただいております。

(一ノ瀬会長)

それはわかったのですが、先ほど御説明された内容です。

(事業者)

記載をしておりますでしたので、委員の方からもそこが伝わらないようになっているとい

う御指摘をいただきましたので、そういった内容も含めたような表現を検討していきたいと考えているところです。

(一ノ瀬会長)

はい、わかりました。

先ほどの御説明自体は、逆に言うと要は、今棲んでいるところから追い出すということなので、保全対策とはあまり思えないのですけれども。くれぐれも、記述をしっかりと吟味いただければと思います。

そうでしたら、小林副会長お願いします。

(小林副会長)

資料2-4、31枚目のスライドの水質汚濁のところなのですが、きちんと洗浄剤などの化学物質を処理してから排水すると書いてはいただいているのですが、具体的にどういう物質を、どういう処理をするかというのが図書の方もちょっとよくわからないような記載になっています。

特に今回、相模大野からの施設を移転ということでもありますので、できれば新たに更新される、移転するにあたって、最新の技術で、より排出量が削減されるような、環境の負荷が低減できるような施設に更新していただくのが望ましいと思っているのですけれども。その辺の既存のものを同じように作るとかではなく、書かれているような実行可能な範囲でできる限り回避するというようなことの説明をもう少し追加していただけるとありがたいなというふうに感じました。以上です。

(事業者)

現在なのですが、車両洗浄に使う洗剤はアルカリが結構使われておるのですが、最近でも、洗剤を少なくしながら、ブラシの強さで汚れを落とすような工夫なども、現場では行っておりますので、今後も、最新技術に合わせた洗浄の仕方であったりを検討していきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

記載についても、追加するようにいたします。

(小林副会長)

よろしく願いいたします。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようでしたら、次回は事業者の方から本日御指摘、質問があった点について補足説明をいただいて、こちらの案件については次回以降さらに審議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そうでしたら、この件については本日の審議はここまでとさせていただきます。

事業者の方、お疲れ様でした。ありがとうございます。事務局が御案内しますので、御退出ください。

～事業者退出～

(3) その他

(一ノ瀬会長)

それでは次に事務局から報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。事務局お願いします。

(事務局)

「日産先進技術開発センター建設事業 事後調査報告書(供用開始後) (第3回)」について説明。

(一ノ瀬会長)

はい。それではただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございますか。

小根山委員お願いします。

(小根山委員)

中身については、特にないのですが、この件が事後調査の対象になった経緯というものがわかれば教えていただきたいのと、その時の懸念点に対して今回の調査の結果で懸念点が払しょくされたというか、要は事後調査の当初のやることとなった目的は達成されたのか教えていただければと思います。

(事務局)

こちらにつきましては調べさせていただいて、次回報告させていただきたいと思います。

(小根山委員)

恐れ入ります。よろしくお願いします。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今小根山委員にいただいた質問については次回、お返事いただくということで報告の件については以上としたいと思います。ありがとうございます。

本日用意していただいた議題は以上ですが、ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会としたいと思います。

以上